

【文教厚生委員会】閉会中の調査事項についての中間報告

議長のお許しをいただきましたので、当文教厚生委員会が令和2年度の閉会中の調査テーマを「GIGAスクール構想の推進について」、サブテーマを「オンライン家庭学習の環境整備について」とし、調査研究してまいりました内容についてご報告申し上げます。

令和元年12月に文部科学省より打ち出された「GIGAスクール構想」では、全ての公立小中学校、特別支援学校などで、1人1台の端末（ノートパソコンやタブレット端末など）と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達の学びが個別に最適化され、誰一人取り残すことのない学習環境の実現を目指すこととなりました。

学校教育を進めるうえで、タブレット端末には活用の可能性が大いにあります。

日常的な授業において使用されることはもちろん、その他にも、家庭と教職員の間でのコミュニケーションツールとしての活用や、不登校の児童・生徒がタブレット端末を活用し、家にいながら授業に参加することなども考えられます。

また、令和2年3月には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小中学校の臨時休業が実施されましたが、この時、既にタブレット端末が配備されていれば、児童生徒は家庭にいながらインターネット上で授業を受けることができました。

このように考え、当委員会では、「義務教育課程におけるタブレット端末の活用の幅を広げ、家庭においても使用することで、学習環境の最適化が更に図られるのではないか。」と考え、調査研究を行うこととしました。

主な調査内容としては、「成岩小学校への市内視察」、「半田市のICTコーディネーターである長尾幸彦氏を招いての勉強会」、「先進事例である三重県桑名市についての調査」を実施しましたので、その内容について報告します。

始めに、成岩小学校において実施した、市内視察について申し上げます。

成岩小学校では、令和2年4月以降の臨時休業期間中に、児童と教員の間でリモートによる健康観察やインターネット環境についてのアンケートを試験的に実施しており、それらの結果とタブレット端末の導入を控えている学校現場の声を伺いました。

リモートによる健康観察では、ロイロノートという協働学習アプリケーションを使用して、児童が毎朝決められた時間に、その日の体温など健康状態を記載した「健康観察カード」と近況報告や課題等の成果報告をロイロノート上に提出

し、それに教員が返事を書くという方法で行っていました。

今回の健康観察を行い教職員からは、

「リアルタイムで且つ一度に多人数でやり取りを行うことができたため休業期間中であってもクラスとのつながりを感じることができた。」

「児童同士が意見交換をする場面もあり、今後の活用の可能性が見えた。」という意見があったとのことでした。

また、不登校傾向にある児童も参加することができ、その後の分散登校時には実際に登校することができたという事例もあり、不登校対策としても有効であると感じたとのことでした。

アンケートについては、各家庭のインターネット環境について調査を行い、84.1%の児童から回答があり、回答者のうち約9割の家庭には自宅にWi-Fi環境があることがわかりました。

また、回答者からの意見では「家庭でのオンライン学習を推進してほしい」といった前向きな意見が多くありましたが、回答が無かった家庭にその後聞き取り調査を行ったところ、「タブレット等の端末がない。」「操作方法が分からない。」「オンラインのやり取りに抵抗がある。」という意見があったとのことでした。

次に、半田市のICTコーディネーターである長尾幸彦氏を招いての勉強会について申し上げます。

長尾氏には、2回に渡り勉強会講師を務めていただきました。

1回目の勉強会では、主に半田市において家庭でのオンライン学習を実施する場合の課題や懸念事項について伺いました。

なお、タブレット端末の持ち帰りを実施するためには、児童生徒並びに保護者のICTリテラシー（ICT機器に関する理解度）の向上が必須であるとのことでした。

長尾氏によると、「学校に配備されるタブレット端末には、学習目的ではないサービスの利用を制限するソフトウェアが導入されているが、その制限を解除する方法は所謂「イタチごっこ」の状態いわゆるで、100パーセント解決することは難しい。そこで重要なのは、「学校のタブレット端末は、学習ツールである。」という認識を浸透させること。タブレット端末で「やってよいこと、いけないこと。」を理解すること。このような、ICTリテラシーを児童・生徒をはじめ保護者においても醸成しなければいけない。」とのことでした。

また、教職員においては、授業へのタブレット端末導入だけでなく、家庭への持ち帰りなど新たな取り組みが実施されることで、教材としての活用方法を一から学ぶ必要があり負担増加が懸念されるため、負担軽減のため「ICT支援員」

が配置されます。

半田市においては、5名のICT支援員が配置される予定となっており、国が示す配置基準（4校に1人）よりも充実した体制が整えられていますが、GIGAスクール構想の黎明期^{れいめいき}にあたる今後しばらくの期間は「ICT支援員が多ければ多いほど良い」とのことでした。

2回目の勉強会では、先進事例である熊本県熊本市について、熊本市教育委員会と繋がりがあある長尾氏に調査を依頼し実施しました。

当初の予定では、県外視察地として熊本市を訪れ調査を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い視察を断念しました。

熊本市では、平成30年から全国に先駆けて学校内におけるタブレット端末の導入を実施しており、令和2年3月以降の臨時休業時には、児童・生徒がタブレット端末を持ち帰り、オンライン家庭学習を実施した実績があります。

オンライン家庭学習の取り組み内容は、「タブレット用のドリル教材の活用」、「オンライン会議用アプリやロイロノートを利用したオンラインでの健康観察及び課題提出」などを実施したとのことでした。

家庭における活用は概ね問題なくできていたとのことですが、一部では、子どもが一人でオンライン学習を行う際にログインできず対応に苦慮したという事例や、他人のアカウントに不正にログインし悪戯^{いたづら}をするといったトラブルも起きていたとのことでした。

また、この勉強会では熊本市の事例に関するだけでなく、BYOD（個人所有のICT端末を利用すること）の考え方や、タブレット端末の持ち帰り規則についてなど、幅広い内容について講義していただきました。

最後に、三重県桑名市の調査について申し上げます。

桑名市においても、当初は視察を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で断念せざるを得ない状況となったため、書面による調査を実施しました。

桑名市では、令和3年1月末にすべての学校でタブレット端末の配備が終了して、持ち帰りを前提とした運用が開始されており、持ち帰りに関する規則を市教育委員会にて作成しているとのことでした。

質問事項では主に、

「タブレット端末を持ち帰り前提で導入する際、また持ち帰りに関する規則を作成する際にはどのような議論がされたのか。」

「タブレット端末の持ち帰りについて、どのような運用を行うのか」について伺

いました。

まず、持ち帰り前提の導入や規則については、市教育委員会と教職員の代表者で構成されたワーキンググループにて検討され、その内容について保護者への便りとして周知し、意見募集を行ったとのことでした。

保護者の声としては、「使いすぎてしまわないか。不要なWEB閲覧をしてしまわないか。」など、タブレット端末の持ち帰りを拙速に行うことを不安に思う声もあったが、反対意見は特になかった。とのことでした。

タブレット端末の持ち帰りを行った際の運用方法について、平常時においては、ロイロノートを使用した課題への取り組みや、デジタルドリルの活用など、先の臨時休業時のような緊急事態時においては、ロイロノートを使用した健康観察や課題提出、Z o o mなどのオンライン会議用アプリを使用した双方向での指導についても検討しているとのことでした。

課題としては、「W i F i環境が無い家庭への支援について」で、今後も引き続き対応を検討していくとのことでした。

以上の調査を行いました。が、「G I G Aスクール構想」を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響で急激に変化しています。

当初、半田市では、G I G Aスクール構想に係る整備は令和5年度を目途に進めていましたが、新型コロナウイルス感染拡大による国の決定を受け、令和2年度中に整備するよう前倒ししました。

また、当委員会で調査を開始した時点では、「タブレット端末を学校内でどう活用していくか」という議論しかされていませんでしたが、昨年秋ごろには、国からタブレット端末の持ち帰りを後押しするような通知が出されています。

このような経過を踏まえ、委員から出された意見は、次のような内容でありました。

- 一、タブレット端末の持ち帰りに関する不正やトラブルを未然に防ぐためには、児童・生徒及び保護者が「学校から配られたタブレット端末は、学習ツールであるという認識を持つこと」や「情報リテラシーの向上」が必要である。
- 一、令和2年3月から6月のような緊急事態に備えて、まずはタブレット端末の持ち帰りを実施することで、そういった運用に慣れていく必要がある。
- 一、タブレット端末の持ち帰り学習を「いつまで」に「どうしたい」のか目標と期限を持って、達成に向けた実施計画（ロードマップ）を作成する必要がある。
- 一、タブレット端末の持ち帰りをスムーズに実施できるよう、目的に応じて適切にICT支援員を配置する必要がある。
- 一、タブレット端末の持ち帰りを実施した際のトラブルに対応できるよう、サポート体制を整える必要がある。

- 一、児童・生徒及び保護者向けに、分かりやすい「持ち帰りガイドライン」を作成する必要がある。
- 一、通信環境が無い家庭への支援が必要である。
- 一、兄弟が多く家庭内では学習場所が不足するなど、家庭環境による差を減らすような支援が必要である。
- 一、タブレット端末の持ち帰りに必要な設備（充電器等）を整える必要がある。
- 一、家庭でのW i F i環境が整うまでは、W i F i環境を必要としないデジタルドリルを活用すべきである。

以上の意見を踏まえ、当委員会では3つの提言をします。

- 一、タブレット端末の持ち帰りについて、実施計画を作成し、児童・生徒・保護者にとって分かりやすいガイドラインを明確に示すこと。
- 一、家庭学習を行う際には、通信環境やスペースが無いなど、学習環境の格差を無くすための支援を行うこと。
- 一、家庭や児童・生徒の不安に寄り添い、問い合わせやアドバイスを気軽に受けられるサポート体制を整備すること。

以上の提言を踏まえて、タブレット端末の持ち帰りを速やかに開始するよう申し上げ、令和2年度の文教厚生委員会、閉会中の調査事項「G I G Aスクール構想の推進について～オンライン家庭学習の環境整備について～」の中間報告といたします。